

名護市介護予防・生活支援サービス事業の基本報酬

訪問型サービス（現行相当）

- サービス内容：従来型の訪問介護（訪問介護員による訪問介護）：入浴・排泄・食事等の身体介護や生活援助
- 提供時間：1回あたり必要な時間

		基本報酬	月の上限単位	備考
<u>1週当たりの標準的な回数を定める場合</u>	週1回程度	1,176 単位/月	1,176 単位/月	標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度
	週2回程度	2,349 単位/月	2,349 単位/月	
	週2回超	3,727 単位/月	3,727 単位/月	
<u>1月当たりの回数を定める場合</u>	標準的なサービス	287 単位/回	3,727 単位	回数の上限はない
	20～45分の生活援助	179 単位/回		
	45分以上の生活援助	220 単位/回		

※月額報酬で計画の場合、1月の実績が利用予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が包括単位を超える場合は包括単位で算定。

※加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護と同様。

訪問型サービス（基準緩和型：家事お助け隊）

- サービス内容：生活援助のみ
- 提供時間：1回あたり必要な時間

基準単価	20 単位
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者：1回/週 ・要支援1：1～2回/週 ・要支援2：1～3回/週

通所型サービス（現行相当）

- サービス内容：従来型の通所介護と同様のサービス
生活機能の向上のための機能訓練

	対象	計画に位置付けた回数	基本報酬	月の上限単位	備考
<u>1週当たりの標準的な回数を定める場合</u>	事業対象者 要支援1	週1回程度	1,798 単位	1,798 単位/月	4 週/月：4 回 5 週/月：5 回
	(事業対象者) 要支援2	週2回程度	3,621 単位	3,621 単位/月	4 週/月：8 回 5 週/月：9～10 回
<u>1月当たりの回数を定める場合</u>	事業対象者 要支援1	1～4 回/月	436 単位	436 単位×4 回 = 1,744 単位	
	(事業対象者) 要支援2	1～8 回/月	447 単位	447 単位×8 回 = 3,576 単位	

※月額報酬で計画の場合、1月の実績が利用予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が包括単位を超える場合は包括単位で算定。

※加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護と同様。

通所型サービス（住民主体）

※報酬外サービス

- サービス内容：地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動の場の提供
- サービス利用料：提供事業所によって料金が異なります。